

平成 17 年 10 月 25 日

各 位

本店所在地 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号  
投資法人名 ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人  
代 表 者 執行役員 木暮 康明  
コード番号 8 7 2 1 (大証ベンチャーファンド市場)  
問 合 せ 先 執行役員 木暮 康明  
電 話 番 号 03-6229-0180

## 平成 17 年 10 月 25 日投資主総会決議事項に関するお知らせ

本平成 17 年 10 月 25 日開催の投資主総会において、下記の事項が承認、可決されましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 決議事項

##### 第 1 号議案 規約一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

原案につきましては、添付の「投資主総会招集ご通知」をご覧ください。

##### 第 2 号議案 執行役員 1 名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、執行役員に木暮康明氏が選任されました。

##### 第 3 号議案 監督役員 2 名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、監督役員に小西輝子、高橋邦明の両氏が選任されました。

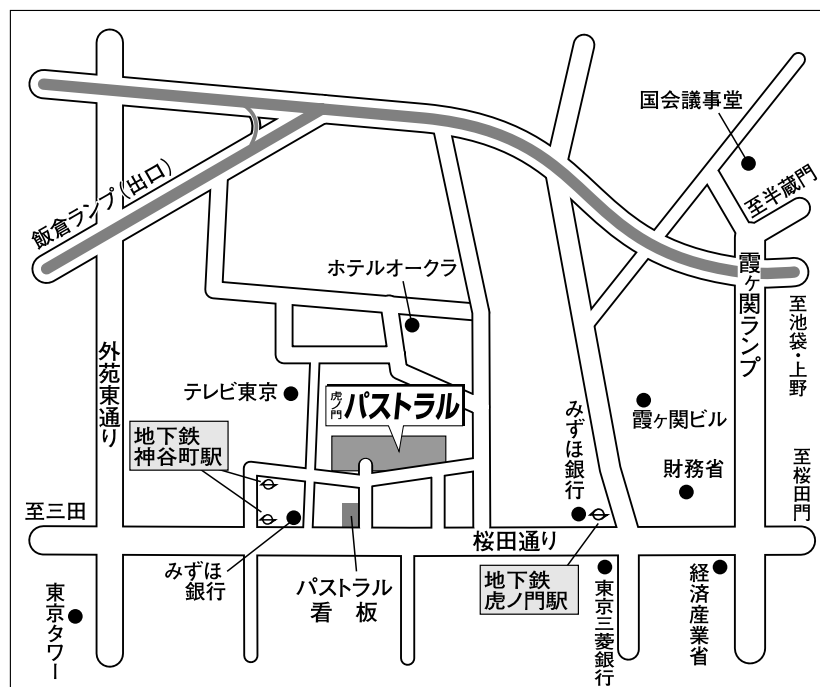
なお、同日、ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人役員会が開催され、本店を同日付で「東京都港区西新橋一丁目 10 番 2 号」より「東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号」に変更することが承認可決されましたので、併せてお知らせいたします。

以 上

## 投資主総会会場ご案内図

### 虎ノ門 パストラル

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4 丁目 1 番 1 号  
 虎ノ門パストラル 新館 6 階「ロゼ」  
 代 表 TEL. 03(3432)7261 会場受付 TEL. 03(3432)2591  
 FAX. 03(3432)9707



### 交通のご案内

地下鉄/日比谷線 神谷町より徒歩2分  
 銀座線 虎ノ門駅より徒歩8分  
 JR線/新橋・浜松町より車で5分

◆地下鉄日比谷線でお越しの場合は、神谷町駅4aまたは4b出口  
 銀座線でお越しの場合は、虎ノ門駅2番出口をご利用ください。

## 投資主各位

東京都港区西新橋一丁目10番2号  
**ベンチャー・リヴァイブ証券投資法人**  
 執行役員 木 暮 康 明

## 投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆さまには、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
 さて、投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。  
 なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討頂き、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |            |  |
|------------|--|
| 1. 日 時     | 平成17年10月25日（火曜日）午前10時  |
| 2. 場 所     | 東京都港区虎ノ門四丁目1番1号<br>虎ノ門パストラル 新館 6 階「ロゼ」<br>電話番号 03 - 3432 - 7261（代） |
| 3. 会議の目的事項 |  |
| 決議事項       |  |
| 第1号議案      | 規約一部変更の件<br>議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（2頁から13頁）に記載のとおりであります。       |
| 第2号議案      | 執行役員 1名選任の件  |
| 第3号議案      | 監督役員 2名選任の件  |

以 上

当日ご出席されず、かつ議決権行使書用紙が平成17年10月24日までに到着しないときは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第93条第1項および本投資法人規約第31条第6項により、本総会の議案につき賛成されたものとみなされます。なお、当日ご出席の際はお手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるS B I アセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

## 議決権の行使についての参考書類

1. 各議案における議決権を有する投資主が有する投資口の総口数 465,050口

### 2. 議案に関する参考事項

#### 第1号議案 規約一部変更の件

##### (1) 変更の理由および変更箇所

本投資法人の設立時における内容のため、削除するものであります。

規約：第7条（設立の際に発行する投資口の発行価額および口数）

規約：第8条（名義書換事務受託者）

規約：第21条（運用資産に関する報告等）

規約：第29条（成立時の一般事務受託者、資産運用会社および資産保管会社）

規約：第30条（未公開有価証券の評価に関する業務の委託）

規約：第36条（設立企画人の名称および住所）

規約：第37条（設立企画人が受ける報酬およびその金額）

規約：第38条（投資法人の負担に帰すべき設立費用ならびにその内容および金額）

規約：第39条（諸費用の負担）

本店を移転することに伴い、所要の変更を行うものであります。

規約：第3条（本店の所在する場所）

「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」が「投資事業有限責任組合契約に関する法律」（平成十年六月三日法律第九十号）に改正されたことに伴い、所要の変更を行うものであります。

規約：第13条（資産運用の範囲等）

「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和二十六年六月四日法律第百九十八号）第109条第9項に対応する執行役員および監督役員の責任に関する規定を追加するものです。なお、規約第32条（執行役員および監督役員の投資法人に対する責任）の新設を議案として提出することにつきましては、監督役員全員の同意を得ております。

規約：新設（執行役員および監督役員の投資法人に対する責任）

会計監査人の報酬額につき、今後のコーポレートガバナンスの充実・開示強化等に伴う報酬額の増加に備え、上限額を定めるものであります。

規約：第35条（会計監査人に関する事項、報酬の金額および支払の時期）

「証券取引法」（昭和二十三年四月十三日法律第二十五号）の改正により、新たに投資事業有限責任組合契約に基づく権利が有価証券とみなされたことに伴い、所要の変更を行うものであります。

附則：（資産運用の対象および方針）

日本証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場（JASDAQ市場）が開鎖され、新たに株式会社ジャスダック証券取引所が創設されたことに伴い、資産評価の時価の記載に変更を加える必要が生じた為、所要の変更を行うものであります。

附則：（資産評価の方法および基準）

当規約の文言を明確にするため所要の変更を行うものであります。

規約：第1条（商号）

第13条（資産運用の範囲等）

第15条（同一銘柄の株式等への投資制限）

第27条（金銭の分配の方針）

第28条（資産運用報酬の計算方法および支払いの時期）

第39条（諸費用の負担）

附則：（資産運用の対象および方針）

附則：（資産評価の方法および基準）

その他章数、条数および項数の繰上げを行うものであります。

規約：第8条～第39条

附則：（資産運用の対象および方針）

附則：（資産評価の方法および基準）

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人規約の新旧対照表

変 更 前	変 更 後
<p><b>(商号)</b> 第1条 この証券投資法人の商号は、ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人（以下「本投資法人」といいます。）とします。</p>	<p><b>(商号)</b> 第1条 この証券投資法人の商号は、ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人（以下「本投資法人」といいます。）と称し、英文では <u>Venture Revitalize Investment Inc.</u>と表示します。</p>
<p><b>(本店の所在する場所)</b> 第3条 本投資法人は、本店を東京都港区西新橋一丁目10番2号に置きます。</p>	<p><b>(本店の所在する場所)</b> 第3条 本投資法人は、本店を東京都港区に置きます。</p>
<p><b>(設立の際に発行する投資口の発行価額および口数)</b> 第7条 本投資法人が設立の際に発行する投資口の発行価額は、1口当たり1万円とし、発行口数は20万口とします。</p>	<p><b>(設立の際に発行する投資口の発行価額および口数)</b> (削 除)</p>
<p><b>(名義書換事務受託者)</b> 第8条 (省 略) 名義書換事務受託者およびその事務取扱場所は、役員会の決議によって選定の上、公告し、各投資主に通知します。 <u>ただし、第29条第1号に規定する本投資法人の設立時の一</u></p>	<p><b>(名義書換事務受託者)</b> 第7条 (省 略) 名義書換事務受託者およびその事務取扱場所は、役員会の決議によって選定の上、公告し、各投資主に通知します。</p>

変 更 前	変 更 後
<p><u>般事務受託者は、この限りではありません。</u> (省 略) 第9条～第12条 (省 略)</p>	<p>(省 略) 第8条～第11条 (省 略) (条数繰り上げ)</p>
<p><b>(資産運用の範囲等)</b> 第13条 本投資法人は、その運用資産を中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく中小企業等投資事業有限責任組合（以下「投資事業組合」といいます。）の出資持分およびわが国の金融機関の発行する譲渡性預金証書ならびに次の有価証券（本邦通貨表示のものに限ります。以下「有価証券等」といいます。）に投資することができます。 (以下省略)</p>	<p><b>(資産運用の範囲等)</b> 第12条 本投資法人は、その運用資産を投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合（以下「投資事業有限責任組合」といいます。）の出資持分およびわが国の金融機関の発行する譲渡性預金証書ならびに次の有価証券（本邦通貨表示のものに限ります。以下「有価証券等」といいます。）に投資することができます。 (以下省略)</p>
<p><b>(投資する株式等の運用範囲)</b> 第14条 (省 略)</p>	<p><b>(投資する株式等の運用範囲)</b> 第13条 (省 略)</p>
<p><b>(同一銘柄の株式等への投資制限)</b> 第15条 本投資法人は、投資事業組合を通じた投資を含めて、取得時において運用資産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、運用資産の純資産額の100分の10を超える運用を行いません。 (以下省略)</p>	<p><b>(同一銘柄の株式等への投資制限)</b> 第14条 本投資法人は、投資事業有限責任組合を通じた投資を含めて、取得時において運用資産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、運用資産の純資産額の100分の10を超える運用を行いません。 (以下省略)</p>
<p>第16条～第20条 (省 略)</p>	<p>第15条～第19条 (省 略) (条数繰り上げ)</p>

変 更 前	変 更 後
<p><b>(運用資産に関する報告等)</b></p> <p>第21条 <u>本投資法人が第29条第2号に基づき一般事務を委託する一般事務受託者は、第26条に定める毎決算日に損益計算を行い、運用資産に関する報告書等を作成して、これを本投資法人に提出します。</u></p> <p>執行役員は、前項に定める報告書等に基づき、<u>本投資法人が第29条第1号に基づき一般事務を委託する一般事務受託者を通じて法令に定める計算書類等を作成し、会計監査人に提出し、その監査を受けます。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p> <p>第22条～第26条(省略)</p> <p><b>(金銭の分配の方針)</b></p> <p>第27条 <u>本投資法人の金銭の分配の方針は、以下の通りとします。</u></p> <p>— 本投資法人は、年1回、以下の方針に基づき金銭の分配を行います。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>3. 前号により積立てられた内部留保金については、第12条に基づき運用を行います。</p> <p>— (省略)</p>	<p><b>(運用資産に関する報告等)</b></p> <p>第20条 一般事務受託者は、第25条に定める毎決算日に損益計算を行い、運用資産に関する報告書等を作成して、これを本投資法人に提出します。</p> <p>執行役員は、前項に定める報告書等に基づき、一般事務受託者を通じて法令に定める計算書類等を作成し、会計監査人に提出し、その監査を受けます。</p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p> <p>第21条～第25条(省略)</p> <p style="text-align: center;">(条数繰り上げ)</p> <p><b>(金銭の分配の方針)</b></p> <p>第26条 (削除)</p> <p>本投資法人は、年1回、次に掲げる方針に基づき金銭の分配を行います。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>3. 前号により積立てられた内部留保金については、第11条に基づき運用を行います。</p> <p>— (省略)</p> <p style="text-align: center;">(項数繰り上げ)</p>

変 更 前	変 更 後
<p><b>(資産運用報酬の計算方法および支払の時期)</b></p> <p>第28条 <u>資産運用会社に支払う報酬の計算方法および支払の時期は、以下の通りとします。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p> <p>第5章 <u>成立時の一般事務委託、資産運用委託および資産保管委託等</u></p> <p>第29条～第30条(省略)</p> <p>第6章 <u>投資主総会および役員会等</u></p> <p>第31条～第34条(省略)</p> <p><b>(新設)</b></p>	<p><b>(資産運用報酬の計算方法および支払の時期)</b></p> <p>第27条 <u>資産運用会社に支払う報酬の計算方法および支払の時期は、次の通りとします。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第5章 <u>投資主総会および役員会等</u></p> <p>第28条～第31条(省略)</p> <p style="text-align: center;">(条数繰り上げ)</p> <p><b>(執行役員および監督役員の投資法人に対する責任)</b></p> <p>第32条 <u>本投資法人は、投信法第109条第1項第4号の行為に関する執行役員又は監督役員の責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、賠償の責めに任ずべき額から次の各号に掲げる金額を控除した額を限度として、役員会の決議をもって免除することができます。</u></p> <p>— 役員会の決議の日の属する営</p>

変 更 前	変 更 後
<p style="text-align: center;">第 7 章 会計監査人 <b>(会計監査人に関する事項、報酬の金額および支払の時期)</b> 第35条 ( ~ 省 略 ) 会計監査人の報酬額は、年額 300万円とし、毎決算期終了月の翌月末に支払うものとします。</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 その他 第36条 ~ 第38条 ( 省 略 )</p> <p style="text-align: center;"><b>(諸費用の負担)</b> 第39条 ( 省 略 ) 前項に加え、本投資法人は、<u>以下に掲げる費用を負担するものとします。</u> 1 . ~ 6 . ( 省 略 )</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人 <b>(会計監査人に関する事項、報酬の金額および支払の時期)</b> 第33条 ( ~ 省 略 ) 会計監査人の報酬額は、年額 1,000万円を上限とし、毎決算期終了月の翌月末に支払うものとします。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 その他 ( 削 除 )</p> <p style="text-align: center;"><b>(諸費用の負担)</b> 第34条 ( 省 略 ) 前項に加え、本投資法人は、<u>次に掲げる費用を負担するものとします。</u> 1 . ~ 6 . ( 省 略 )</p>

変 更 前	変 更 後
<p style="text-align: center;">7 . 本投資法人の法律顧問、税務顧問および鑑定評価人等 ( 第30条に規定する株式会社日本未公開企業研究所を含みます。 ) に対する報酬および手数料 8 . ~ 9 . ( 省 略 )</p> <p style="text-align: center;"><b>(附則：資産運用の対象および方針)</b> 本投資法人規約第12条に基づき別に定める資産運用の対象および方針は、次のものとします。 資産運用の基本方針 運用資産の運用は、わが国の株式等を中心に投資し、運用資産の中長期的な成長を目指します。 投資事業組合の出資持分への投資を含め、わが国の未公開企業 ( 民事再生法或いは会社更生法等の適用などにより未公開となった企業を含む。 ) の発行する株式等 ( 以下「未公開株等」という。 ) および証券取引所及び証券取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社のもので、上場または店頭登録後 5 年以内の株券等 ( 以下「上場株券等」といいます。 ) への投資額の合計 ( 以下「株券等投資額」という。 ) が純資産額の 70% 以上となり、かつ、未公開株等への投資額が株券等投資額の 50% 以上とすることを基本投資配分とします。 ( 以 下 省 略 )</p>	<p style="text-align: center;">7 . 本投資法人の法律顧問、税務顧問および鑑定評価人等に対する報酬および手数料 8 . ~ 9 . ( 省 略 )</p> <p style="text-align: center;"><b>(附則：資産運用の対象および方針)</b> 本投資法人規約第11条に基づき別に定める資産運用の対象および方針は、次のものとします。 資産運用の基本方針 運用資産の運用は、わが国の株式等を中心に投資し、運用資産の中長期的な成長を目指します。 投資事業有限責任組合の出資持分への投資を含め、わが国の未公開企業 ( 民事再生法或いは会社更生法等の適用などにより未公開となった企業を含む。 ) の発行する株式等 ( 以下「未公開株等」という。 ) および証券取引所及び証券取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社のもので、上場後 5 年以内の株券等 ( 以下「上場株券等」といいます。 ) への投資額の合計 ( 以下「株券等投資額」という。 ) が純資産額の 70% 以上となり、かつ、未公開株等への投資額が株券等投資額の 50% 以上とすることを基本投資配分とします。 ( 以 下 省 略 )</p>

変 更 前	変 更 後
<p>資産運用の対象とする資産の種類、目的および範囲</p> <p>特定資産</p> <p>a 種類および目的</p> <p>イ. 有価証券</p> <p>わが国の株式等を主要投資対象とし、リスク・ヘッジ、業種分散および流動性を意図しながら、運用資産の中長期的成長を目的として投資します。主要投資対象とするわが国の株式等とは、<u>以下のもの</u>とします。</p> <p>(1) 未公開株式等</p> <p>i 未公開株（証券取引所に上場されている株券または証券取引法第75条に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券以外の内国株券をいう。）</p> <p>ii i に掲げる株券の発行者が発行する優先株、新株予約権証券（新株引受権証券を含む）新株予約権付社債（転換社債および新株引受権付社債を含む）</p> <p>iii 原則として i および ii に掲げる有価証券を対象とする投資信託の受益証券および証券投資法人の投資証券</p> <p>(2) 上場後 5 年以内の株券等</p> <p>i わが国の証券取引所に</p>	<p>資産運用の対象とする資産の種類、目的および範囲</p> <p>特定資産</p> <p>a 種類および目的</p> <p>イ. 有価証券</p> <p>わが国の株式等を主要投資対象とし、リスク・ヘッジ、業種分散および流動性を意図しながら、運用資産の中長期的成長を目的として投資します。主要投資対象とするわが国の株式等とは、<u>次に掲げるもの</u>とします。</p> <p>(1) 未公開株式等</p> <p>i 未公開株（証券取引所に上場されている株券以外の内国株券をいう。）</p> <p>ii i に掲げる株券の発行者が発行する優先株、新株予約権証券（新株引受権証券を含む）新株予約権付社債（転換社債および新株引受権付社債を含む）</p> <p>iii 原則として i および ii に掲げる有価証券を対象とする投資信託の受益証券および証券投資法人の投資証券</p> <p>(2) 上場後 5 年以内の株券等</p> <p>i わが国の証券取引所に</p>

変 更 前	変 更 後
<p>上場している株式の発行会社のもので、上場後 5 年以内のもの</p> <p>ii わが国の証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社のもの（日本証券業協会店頭登録市場等に登録され、取引されている株式）で、登録後 5 年以内のもの</p> <p>iii i および ii に掲げる株券の発行者が発行する優先株、新株予約権証券（新株引受権証券を含む）、新株予約権付社債（転換社債および新株引受権付社債を含む）</p> <p>ロ. 投資事業組合の出資持分</p> <p>原則として i(1) の i および ii に掲げる有価証券を対象とする投資事業組合出資の持分</p> <p>八. 有価証券先物取引等（省 略）</p> <p>二. 預金、コール・ローン、指定金銭信託、手形割引市場において売買される手形および金銭債権（省 略）</p> <p>(附則：資産評価の方法および基準) 本投資法人規約第25条第 1 項に基づ</p>	<p>上場している株式の発行会社のもので、上場後 5 年以内のもの (削 除)</p> <p>ii i に掲げる株券の発行者が発行する優先株、新株予約権証券（新株引受権証券を含む）新株予約権付社債（転換社債および新株引受権付社債を含む）</p> <p>(3) 投資事業有限責任組合の出資持分</p> <p>原則として(1)の i および ii に掲げる有価証券を対象とする投資事業有限責任組合出資の持分</p> <p>ロ. 有価証券先物取引等（省 略）</p> <p>八. 預金、コール・ローン、指定金銭信託、手形割引市場において売買される手形および金銭債権（省 略）</p> <p>(附則：資産評価の方法および基準) 本投資法人規約第24条第 1 項に基づ</p>

変更前	変更後
<p>き別に定める資産評価の方法および基準は、次のものとします。</p> <p>(省 略)</p> <p>証券取引所に上場されている有価証券</p> <p>上場証券取引所における終値により評価することを原則とします。ただし、評価日において終値がない場合は、気配値で評価することができるものとします。また、評価日において気配値もない場合は、直近の終値又は気配値で評価することができるものとします。</p> <p><u>店頭売買有価証券および上場予定有価証券ならびに店頭登録予定有価証券</u></p> <p><u>店頭売買有価証券の評価は、日本証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場における最終価格に基づき算出した価格として日本証券業協会が発表する評価日の基準値により評価することを原則とします。</u></p> <p><u>上場予定有価証券および店頭登録予定有価証券の評価は、評価日の気配相場で評価し、評価日に気配相場がない場合には、直近の気配相場で評価することを原則とします。ただし、気配相場の発表が行われないものについては、取得価額で評価することができるものとします。</u></p>	<p>き別に定める資産評価の方法および基準は、次のものとします。</p> <p>(省 略)</p> <p>証券取引所に上場されている有価証券</p> <p>上場証券取引所における終値またはこれに準ずるものとして取引所が発表する基準値段（以下「<u>終値等</u>」）といたします。）により評価することを原則とします。ただし、評価日において終値等がない場合は、気配値で評価することができるものとします。また、評価日において気配値もない場合は、直近の終値又は気配値で評価することができるものとします。</p> <p>上場予定有価証券</p> <p>(削 除)</p> <p>上場予定有価証券の評価は、評価日の気配相場で評価し、評価日に気配相場がない場合には、直近の気配相場で評価することを原則とします。ただし、気配相場の発表が行われないものについては、取得価額で評価することができるものとします。</p>

変更前	変更後
<p>未公開株式等</p> <p>未公開株式等は時価のない有価証券として、別に定める「未公開株式等評価準則」に従い評価するものとします。また、本投資法人が大阪証券取引所へ上場した以降は、換金・流通市場における投資家の利便性に供するため、<u>以下に従い保有未公開株式等の評価を行います。</u></p> <p>(以下省略)</p> <p>投資事業組合の出資持分</p> <p>投資事業組合の持分の評価にあたっては、別に定める「未公開株式等評価準則」に従い評価するものとします。</p>	<p>未公開株式等</p> <p>未公開株式等は時価のない有価証券として、別に定める「未公開株式等評価準則」に従い評価するものとします。また、本投資法人が大阪証券取引所へ上場した以降は、換金・流通市場における投資家の利便性に供するため、<u>次の各号に従い保有未公開株式等の評価を行います。</u></p> <p>(以下省略)</p> <p>投資事業有限責任組合の出資持分</p> <p>投資事業有限責任組合の持分の評価にあたっては、別に定める「未公開株式等評価準則」に従い評価するものとします。</p>



**第2号議案 執行役員1名選任の件**

執行役員 木暮 康明は、平成17年11月4日をもって任期満了となりますので、新たに執行役員1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案における執行役員の任期は、平成17年11月5日から2年間となります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 および他の会社の代表状況	所有する本 投資法人の 投資口の数
木暮 康明 (昭和34年5月26日)	昭和57年4月 安田信託銀行株式会社入行 平成10年8月 モーニングスター株式会社 入社(調査分析部長) 平成12年4月 ソフトバンク・アセット・マネジ メント株式会社入社(現SBIア セットマネジメント株式会社) 平成13年4月 同社取締役業務管理部長 平成14年5月 同社取締役運用本部長(現任) 平成15年9月 ベンチャー・リヴァイタライズ 証券投資法人執行役員就任	1000口

(注) 執行役員候補者木暮康明は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているSBIアセットマネジメント株式会社の取締役であります。

**第3号議案 監督役員2名選任の件**

監督役員 小西 輝子、高橋 邦明の両氏は、平成17年11月4日をもって任期満了となりますので、新たに監督役員2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案における監督役員の任期は、平成17年11月5日から2年間となります。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴 および他の会社の代表状況	所有する本 投資法人の 投資口の数
1	小西 輝子 (昭和18年9月16日)	昭和46年4月 弁護士登録 坂本建之助法律事務所勤務 昭和52年7月 婦人総合法律事務所(現お茶の水 共同法律事務所)共同経営 昭和61年10月 小西輝子法律事務所開設(現任) 平成14年3月 ベンチャー・リヴァイタライズ証 券投資法人監督役員就任	0口
2	高橋 邦明 (昭和44年5月18日)	昭和63年4月 気象庁入庁(運輸技官) 平成12年4月 弁護士・弁理士登録 松井小川法律特許事務所勤務 平成14年2月 物理法律特許事務所開設 平成14年3月 ベンチャー・リヴァイタライズ証 券投資法人監督役員就任 平成15年6月 ホープ法律事務所共同経営(現任)	0口

(注) 各監督役員候補者と本投資法人の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

以上